

平成27年度 酒田市 保育利用者(2号・3号認定)負担額表

各月初日の利用児童の属する世帯の階層区分		利用者負担(月額)				
階層区分	定義	3歳未満児の場合		3歳以上児の場合		
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円	0円	0円	
B	市町村民税非課税世帯 (所得割、均等割ともに非課税)	ひとり親世帯等※5	0円	0円	0円	0円
		ひとり親世帯等以外	7,000円 (2,330円)	7,000円 (2,330円)	6,000円 (2,000円)	6,000円 (2,000円)
C1	均等割のみ課税 又は 所得割課税額 24,300円未満	ひとり親世帯等※5	14,000円 (4,660円)	13,700円 (4,560円)	12,000円 (4,000円)	11,700円 (3,900円)
		ひとり親世帯等以外	15,000円 (5,000円)	14,700円 (4,900円)	13,000円 (4,330円)	12,700円 (4,230円)
C2	所得割課税額 24,300円以上 48,600円未満	ひとり親世帯等※5	18,500円 (6,160円)	18,100円 (6,030円)	15,500円 (5,160円)	15,200円 (5,060円)
		ひとり親世帯等以外	19,500円 (6,500円)	19,100円 (6,360円)	16,500円 (5,500円)	16,200円 (5,400円)
D1	市町村民税課税世帯で、保護者の所得割課税額合計が表記の区分に該当する世帯(所得割非課税の場合は均等割課税の状態による)	所得割課税額 48,600円以上72,800円未満	26,000円 (8,660円)	25,500円 (8,500円)	21,000円 (7,000円)	20,600円 (6,860円)
D2		所得割課税額 72,800円以上97,000円未満	30,000円 (10,000円)	29,400円 (9,800円)	27,000円 (9,000円)	26,500円 (8,830円)
D3		所得割課税額 97,000円以上169,000円未満	38,000円 (12,660円)	37,300円 (12,430円)	33,000円 (11,000円)	32,400円 (10,800円)
D4		所得割課税額 169,000円以上235,000円未満	44,500円 (14,830円)	43,700円 (14,560円)	34,000円 (11,330円)	33,400円 (11,130円)
D5		所得割課税額 235,000円以上301,000円未満	49,000円 (16,330円)	48,100円 (16,030円)	36,000円 (12,000円)	35,300円 (11,760円)
D6		所得割課税額 301,000円以上397,000円未満	51,000円 (17,000円)	50,100円 (16,700円)	38,000円 (12,660円)	37,300円 (12,430円)
D7		所得割課税額 397,000円以上	71,000円 (23,660円)	69,700円 (23,230円)	39,000円 (13,000円)	38,300円 (12,760円)

- ※1 児童の年齢は、平成27年4月1日時点満年齢を基準とします。
- ※2 この表は平成27年度(平成27年4月分から平成28年3月分まで)のものです。
- ※3 ()内の金額は幼稚園等を含む同時入所の場合の第2子の負担額です(標準額の3分の1)。
第2子の保育料は※1の条件に基づいた年齢により決定します。
- ※4 4月から8月の利用者負担は、平成25年分所得より算定された平成26年度課税市町村民税を、9月から3月の利用者負担は、平成26年分所得より算定された平成27年度課税市町村民税から算定されます。
当初にお知らせした金額から、年度途中で変更になる場合があります。
- ※5 ひとり親課税等とは、次の条件に該当する場合をいいます。
・母子家庭の世帯 及び 父子家庭の世帯
・世帯に身体障がい者手帳や療育手帳の交付を受けている方や、特別児童扶養手当の支給対象児、並びに障がい者基礎年金などの受給者、在宅心身障がい者(児)がいる世帯。(手帳等をお持ちの場合はご提示ください。)

○利用者負担は次に該当する保護者等の課税状況で決定されます。

利用者負担は、保育利用児童の保護者の市町村民税課税状況から、上記の負担額表に基づいて決定されます。
ただし、自営業や農家などで父母が専従者の場合や、その他の状況に応じて「家計の主宰者」と判断される同居祖父母などの課税状況から決定する場合があります。

・「住宅取得控除」「配当控除」などの税額控除前の所得割額を対象とします。

※同居世帯員状況の変更等によっては、年度途中で保育料が見直しになる場合があります。

次の場合、保育利用者負担が軽減されます。

- ①同時入所(幼稚園・認定こども園・児童発達支援センター等を含む)に限り、第2子は3分の1となります。
※上表の()内の金額です。10円未満は切り捨てになります。
- ②同時入所(幼稚園・認定こども園・児童発達支援センター等を含む)に限り第3子以降は無料です。
- ③ひとり親世帯等でB階層に該当する場合は無料、C階層に該当する場合は表の基準額に対して1,000円を軽減した額が設定されます(上表のとおり)。

◎問い合わせ 酒田市健康福祉部 子育て支援課 電話 26-5735
八幡総合支所 地域振興課健康福祉係 電話 64-3113
松山総合支所 地域振興課健康福祉係 電話 62-2611
平田総合支所 地域振興課健康福祉係 電話 52-3911